

工 事 概 要

工事延長				m	18.9
植生工	m2	100	鉄筋挿入工	m	271
プレストネット工	箇所	144	コンクリートブロック工	m2	50
石積工	m2	6	現場打水路	m	12

施 工 理 由

本工事は、表層が崩落しつつある道路斜面について対策工事を行うことにより、災害を未然に防止するとともに、通過車両の安全を確保するものである。					
---	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年9月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年9月	
基 準 適 用 年 月	2025年9月	
単 価 地 区	2602：Ⅱ地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	04:道路改良工事	
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価 [円]	施工費 (諸雑費込) 等の区分	備考
道路土工	残土処理工	残土等処分			m3	2,000	処分費	
法面工	植生工	植生マット(金網併用) 材料費含む	リブマットグリーンR-30環境品 同等品以上		m2	7,096	材工共	
	鉄筋挿入工	鉄筋挿入 ゲラ材、鉄筋挿入材料費含む	鉄筋規格:異形棒鋼 SD345 D19 L=2.0m, 削孔長:1.88m,現場条件:III 重機搬入, 仮設足場設置,土足場の確保困難		m	20,900	材工共	
	プレストネット工	ボルト位置決め工 (準備工)			箇所	1,943	施工費	
		受圧板設置工	φ500		箇所	3,366	施工費	
		頭部連結材取付工 (自然斜面)			箇所	3,366	施工費	
		受圧板下地整形工	φ500		箇所	2,244	施工費	
		受圧板ミルガ充填工			箇所	1,287	施工費	
		頭部締付工			箇所	2,575	施工費	
		プレストネット工材料費			箇所	61,060	材料費	
	石・ブロック積(張)工	現場打基礎コンクリート ベライコンクリート、埋戻しコンクリート含む	コンクリート規格:各種,底幅:55cm,高 さ:35cm		m	12,020	材工共	
		現場打小口止コンクリート	コンクリート規格:生コンクリート各種		m3	78,860	材工共	
		コンクリート(間知)ブロック積 ベライコンクリート含む	ブロック規格:JIS滑面 150kg/個未満		m2	29,500	材工共	
		現場打天端コンクリート ベライコンクリート含む	コンクリート規格:各種		m3	74,990	材工共	
		石積(張)工	石積(張)基礎 ベライコンクリート、埋戻しコンクリート含む		m	11,250	材工共	
		胴込・裏込コンクリート ベライコンクリート含む	コンクリート規格:各種,コンクリート規格:21- 8-20BB		m3	45,730	材工共	
排水構造物工	場所打水路工	現場打水路 ベライコンクリート含む	内幅(複単不使用の場合):300,内高 (複単不使用の場合):650,コンクリート規 格:各種		m	20,900	材工共	
構造物撤去工	作業土工	土材料 再生粒度調整砕石(RM-30)			m3	5,430	材料費	
仮設工	土留・仮締切工	廃ブラ処分	大型土のう袋		kg	60	処分費	
仮設工	防護施設工 (参考数量)	仮設防護柵設置工 MWG工法 材料費含む			m	236,000	材工共	

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等 項目名	単位	単価 [円]	施工費 (諸雑費込) 等の区分	備考
仮設工	防護施設工 (参考数量)	仮設防護柵撤去工 MWG工法			m	8,875	施工費	
舗装工	舗装打換え工	廃路盤材処分	再生粒度調整碎石		m3	5,145	処分費	
共通仮設費	準備費	伐採	幹周50cm以上75cm未満		本	3,591	材工共	
		伐採	幹周75cm以上100cm未満		本	6,018	材工共	
		伐採	幹周100cm以上125cm未満		本	8,381	材工共	
		倒木処理・積込 機械積込			t	51,810	材工共	

設計内訳書（本01）

工事名	災害防除工事（中地熊田線）					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
道路改良		式	1					
道路土工		式	1					
掘削工		式	1					
掘削	土質:軟岩, 施工方法:片切掘削	m3	30					
掘削	土質:土砂, 施工方法:片切掘削	m3	20					
積込(ルース)	土質:破碎岩, 作業内容:平均施工幅1m以上2m未満	m3	30					
積込(ルース)	土質:土砂, 作業内容:平均施工幅1m以上2m未満	m3	60					
残土処理工		式	1					
土砂等運搬	土質:軟岩	m3	30					
土砂等運搬 掘削+土のうち詰土+仮設中詰土	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	60					
残土等処分		m3	90					
試料採取 環境基準28項目調査		箇所	5					
試料持込 環境基準28項目調査	現場～基地（京都市役所） 設計距離:33.5km	試料	1					

設計内訳書（本01）

工事名	災害防除工事（中地熊田線）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
法面工		式	1				
植生工		式	1				
植生マット（金網併用） 材料費含む	リブマットグリーンR-30環境品 同等品以上	m2	100				
鉄筋挿入工		式	1				
鉄筋挿入 グラウト材、鉄筋挿入材料費含む	鉄筋規格：異形棒鋼 SD345 D19 L=2.0m、削孔長：1.88m、現場条件：III 重機搬入、仮設足場設置、土足場の確保困難	m	271				
プレストネット工		式	1				
ボルト位置決め工 （準備工）		箇所	144				
受圧板設置工	φ 500	箇所	144				
頭部連結材取付工 （自然斜面）		箇所	144				
受圧板下地整形工	φ 500	箇所	144				
受圧板モルタル充填工		箇所	144				
頭部締付工		箇所	144				
プレストネット工材料費		箇所	144				

設計内訳書（本01）

工事名	災害防除工事（中地熊田線）					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
石・ﾌﾞﾛｯｸ積(張)工			式	1				
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工(ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積)			式	1				
現場打基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ ﾍﾞｰﾗｲﾝｺﾝｸﾘｰﾄ、埋戻しｺﾝｸﾘｰﾄ含む		ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:各種, 底幅:55cm, 高さ:35cm	m	11				
現場打小口止ｺﾝｸﾘｰﾄ		ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:生ｺﾝｸﾘｰﾄ各種	m3	2				
ｺﾝｸﾘｰﾄ(間知)ﾌﾞﾛｯｸ積 ﾍﾞｰﾗｲﾝｺﾝｸﾘｰﾄ含む		ﾌﾞﾛｯｸ規格:JIS滑面 150kg/個未満	m2	50				
目地板 小口止ｺﾝｸﾘｰﾄ		目地板の種類:瀝青繊維質目地板t=10	m2	6				
現場打天端ｺﾝｸﾘｰﾄ ﾍﾞｰﾗｲﾝｺﾝｸﾘｰﾄ含む		ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:各種	m3	1				
石積(張)工			式	1				
石積(張)基礎 ﾍﾞｰﾗｲﾝｺﾝｸﾘｰﾄ、埋戻しｺﾝｸﾘｰﾄ含む		ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:各種	m	1				
石積 石材再利用（材料費なし）		石材種類:雑割石	m2	6				
胴込・裏込ｺﾝｸﾘｰﾄ ﾍﾞｰﾗｲﾝｺﾝｸﾘｰﾄ含む		ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:各種, ｺﾝｸﾘｰﾄ規格:21-8-20BB	m3	2				
排水構造物工			式	1				
場所打水路工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	災害防除工事（中地熊田線）					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場打水路 ペーラインコンクリート含む		内幅(複単不使用の場合):300, 内高(複単不使用の場合):650, コンクリート規格:各種	m	12				
構造物撤去工			式	1				
作業土工			式	1				
床掘り 路盤部(再生粒調砕石) (小規模)		土質:土砂	m3	1				
埋戻し (小規模)		土質区分:土砂, 土質:再生粒度調整砕石(RM-30)	m3	1				
土材料 再生粒度調整砕石(RM-30)			m3	2				
構造物取壊し工			式	1				
コンクリート構造物取壊し 既設水路+石積(再利用)		構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	5				
運搬処理工			式	1				
殻運搬 既設水路		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	3				
殻処分 既設水路		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	3				
仮設工			式	1				
土留・仮締切工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	災害防除工事（中地熊田線）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土のう 撤去	大型土のう規格:容量1m3	袋	18				
廃プラ積込運搬		kg	46				
人力積込 廃プラ処分	大型土のう袋	kg	46				
防護施設工 (参考数量)		式	1				
仮設防護柵設置工 MWG工法 材料費含む		m	20				
仮設防護柵撤去工 MWG工法		m	20				
スクラップ H形鋼、L形鋼、ベースプレート他	ヘビーH1	t	-4.09				
スクラップ 軽量鋼矢板	ヘビーH2	t	-2.04				
スクラップ メッシュウオール	ヘビーH3	t	-0.24				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	142				
道路修繕		式	1				
舗装工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	災害防除工事（中地熊田線）					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装打換え工			式	1				
舗装版切断		舗装版種別:アスファルト舗装版,アスファルト舗装版厚:15cm を超え30cm以下	m	13				
舗装版破砕		舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:17cm	m2	6				
殻運搬		殻種別:舗装版破砕	m3	1				
廃路盤材運搬		再生粒度調整碎石	m3	1				
殻処分		殻種別:アスファルト殻	m3	1				
廃路盤材処分		再生粒度調整碎石	m3	1				
上層路盤		路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種),路盤材 規格:再生瀝青安定処理(25),仕上り厚:100mm	m2	6				
基層		材料種類:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:40mm,平均 幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	6				
表層		材料種類:再生密粒度アスコン(13),舗装厚:30mm,平均 幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	6				
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	災害防除工事（中地熊田線）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
運搬費							
（参考数量）		式	1				
仮設材運搬費 復路（撤去時）のみ		t	6.37				
準備費							
		式	1				
伐採	幹周50cm以上75cm未満						
		本	25				
伐採	幹周75cm以上100cm未満						
		本	21				
伐採	幹周100cm以上125cm未満						
		本	15				
木くず積込 伐採木 機械積込		t	46				
倒木処理・積込							
機械積込		t	11				
木くず運搬 伐採木＋倒木		t	57				
木くず（幹）処分 伐採木＋倒木		t	46				
木くず（枝葉）処分 伐採木＋倒木		t	11				
技術管理費							
		式	1				
土質等試験費							
		式	1				内 1号

設計内訳書（本01）

工事名	災害防除工事（中地熊田線）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	土質等試験費						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土質等試験費(一式入力)		式	1				
合計							

特記仕様書（個別工事編）

工事名 災害防除工事（中地熊田線）

工事場所 京都市右京区京北明石町明石谷 地内

1 一般事項

第1-1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）、「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」、プレストネット工法施工要領書（株式会社相建エンジニアリング）、プレストネット工法 技術・施工・積算マニュアル（令和7年4月 プレストネット工法協会）、切土補強土工法設計・施工要領（令和6年7月 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）及び土工施工管理要領（令和5年7月 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社）によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第1-2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第1-3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。

- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第1－4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第2-1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 本工事での掘削により発生する軟岩については、受入地において土砂と判別される程度の大きさに破碎されることを想定し、土砂と同様の、建設発生土の指定地処分としている。

掘削後、受入地との協議等により、これにより難しい場合は、第4-1条第4項と同様の対応を行うこと。

- 2 鉄筋挿入工のグラウト材に使用するセメントは、普通ポルトランドセメントとしているが、気温が低い場合は、必要に応じて早強ポルトランドセメントにする等、対策を講じること。配合を変更する場合は、監督員へ報告するとともに、設計変更の対象とする。

- 3 本工事箇所は、現場作業時は起終点に交通誘導警備員を配置する片側交互通行としている。

現場作業後は、工事延長が短く見通しが良いうえ、交通量も比較的少ない場所であることから、交通誘導警備員なしで交通開放することとしている。

したがって、現場を分かりやすく照明灯、保安灯等で明示のうえ、工事予告看板、警戒標識、規制標識等を的確な位置に設置すること。

なお、そうしてもなお危険が生じると判断される場合や関係機関協議によっては、自動信号機等の設置を検討するものとし、監督員へ報告するとともに、設計変更の対象とする。

第2-2条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
起終点	2 名	交通誘導警備員 B 2 名	昼 間	無

第2-3条（騒音振動対策）

本工事では、構造物とりこわし等において、騒音振動対策は不要とする。

3 監督職員の確認に関する事項

第3-1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I類、JIS II類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
植生工	植生マット	リブマットグリーン R-30 環境品 アンカー
鉄筋挿入工	鉄筋挿入	ねじ節異形棒鋼、スペーサー、混和剤
プレストネット工	プレストネット工 材料費	受圧板、蓋プレート、棒鋼

第3-2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3-3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書（３－１－１－４）の「表３－１－１ 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認

工種-種別等	細 別	確 認 時 期
道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時
コンクリートブロック工 石積(張)工	基礎工	設置完了時

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
 （「共通仕様書（３－１－１－４）の「表３－１－１ 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
鉄筋挿入工	鉄筋挿入	削孔長の確認、引抜き試験
プレストネット工	プレストネット工 材料費	先行荷重の載荷確認

4 建設副産物に関する事項

第4-1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府南丹市園部町上木崎町峠尻30番地13	設計運搬距離 L=24.8km
アスファルト・コンクリート塊 （掘削） 廃路盤材	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市右京区京北下弓削町神楽田1-3	設計運搬距離 L=6.4km
建設発生木材 （幹） 建設発生木材 （枝葉）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 保留地番号第45-1-2号地	設計運搬距離 L=41.7km 設計単位体積重量 r=0.55t/m ³
廃プラスチック類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市南区上鳥羽卯ノ花町35番地	設計運搬距離 L=36.9km

2 舗装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置

の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 有限会社京北みどり園 京都市右京区京北西町迫ヶ谷 22 番地 1	設計運搬距離 L = 2. 2 km

上表の受入場所は、「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」第 10 条に基づく土地の埋立等の許可を受けているため、建設発生土の搬出開始前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

なお、土砂条例の規定による許可を受けるに当たり必要となる書類は、許可申請の窓口（京都市環境政策局環境保全創造課）に適宜確認して作成及び提出するものとする。

※ 受入場所への建設発生土の搬出に当たり必要となる書類は、京都市環境政策局環境保全創造課のホームページからダウンロードできる。

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000323404.html>)

※ 様式がない資料の記載方法について不明な点がある場合は、環境政策局環境保全創造課に問い合わせること。

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設の中から積算上の 2 番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ	京都市右京区京北周山町卯瀧谷 5-7	設計運搬距離 L = 5.6 km

第4-2条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和7年6月1日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を別に定める 18 条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再生資源化等が完了した年月日
- ・再生資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再生資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18 条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第5－1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の30日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第5－2条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和7年8月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和7年8月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。
なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議により選定できる。
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更に必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第5－3条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要

領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第5－4条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（4） 成績評定

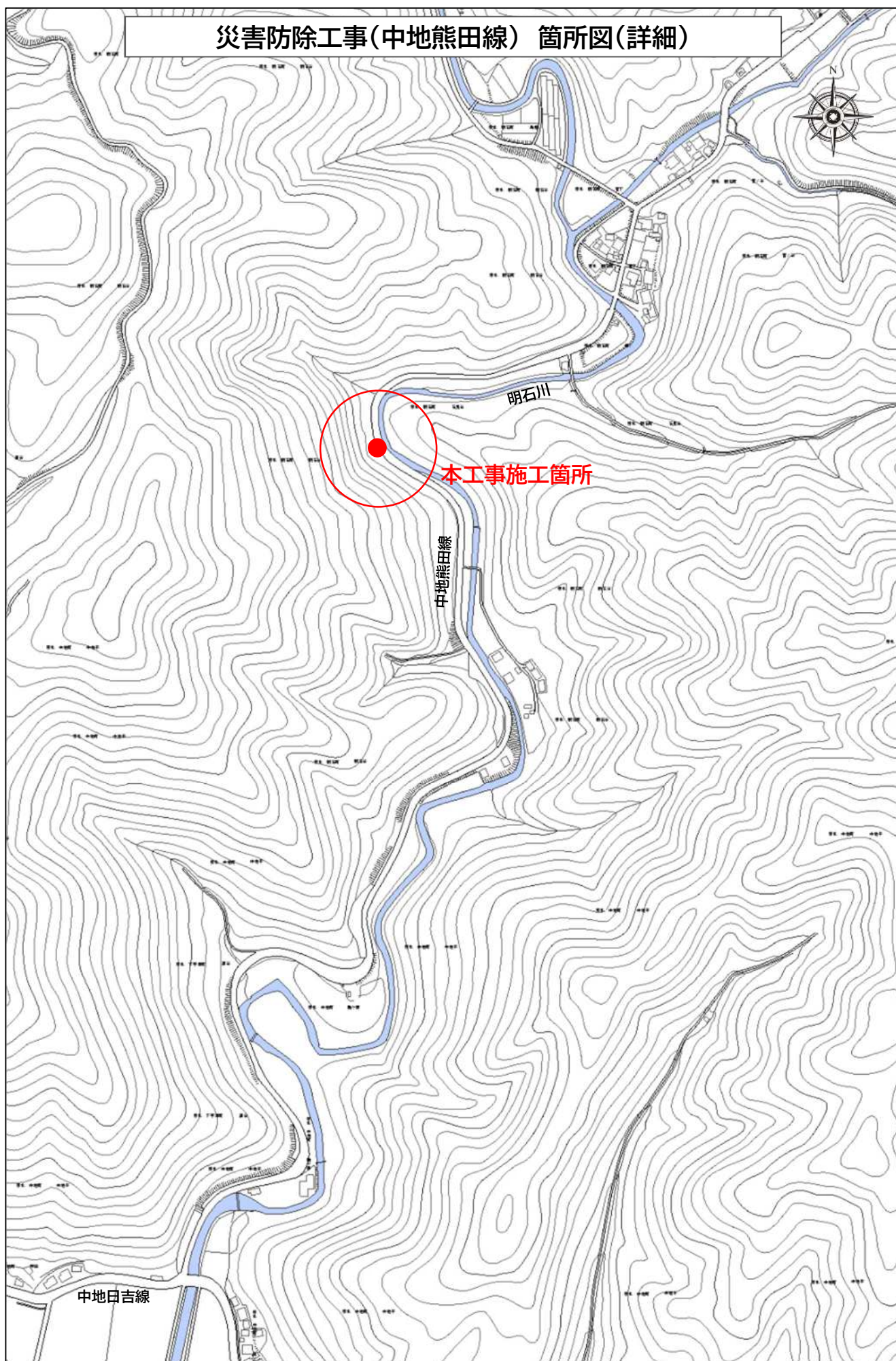
遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

京北・左京山間部土木みどり事務所管内図

災害防除工事(中地熊田線) 箇所図



災害防除工事(中地熊田線) 箇所図(詳細)



目 次

図面名	図面番号	枚 数
平面図	1	1
標準横断面図	2	1
横断面図	3～5	3
鉄筋挿入工等詳細図	6	1
プレストネット工法構造図	7	1
プレストネット工法等展開図	8	1
ブロック積等構造図	9	1
参考図（仮設平面図）	10	1
参考図（仮設構造図）	11	1

計 11枚